

## ① 「年金相談」のご案内

日本年金機構幡多年金事務所では、3カ月に1度、出張年金相談を行っています。

なお、相談には、基礎年金番号通知書または年金手帳(年金証書)や、本人確認のため、運転免許証などの顔写真付きの身分証明書が必要となります。また、代理人の方が相談される場合は、本人からの委任状が必要となります。

◆日時 10月16日(木) 午前10時～正午、午後1時～午後3時

◆場所 佐賀支所 1階町民室

◆予約 日本年金機構 幡多年金事務所 ☎34-1616

○お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112

日本年金機構 幡多年金事務所 ☎34-1616



## ② 黒潮町定額減税補足給付金(不足額給付)について

「黒潮町定額減税補足給付金(不足額給付)」は、デフレ完全脱却のための総合経済対策の一環として行われた定額減税、定額減税補足給付金(調整給付)および低所得世帯向け給付金に関連する給付金です。

### ◆対象者

次の(1)または(2)の方のうち、「不足額給付Ⅰ」または「不足額給付Ⅱ」の支給要件に該当する方

(1) 令和7年1月1日に黒潮町に住居登録がある方

(2) 黒潮町の住民基本台帳に記載されていないが、黒潮町から地方税の規定による道府県民税もしくは町民税が課税されている方

※ただし、本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限りです。

【不足額給付Ⅰ】昨年度行った調整給付の算定に際し、令和6年分所得税の推計値(令和5年中の所得情報などを用いて算定したもの)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得などが確定した後に、本来給付すべき額と当初調整給付額との間で差額が生じた方

【不足額給付Ⅱ】以下の4つの要件を全て満たす方

- 令和6年分所得税および令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円であること
- 税制度上「扶養親族」対象外であること(事業専従者(青色・白色)や合計所得が48万円超の方)
- 当初調整給付の対象に該当していないこと(扶養親族などとして対象となっている場合も含む)
- 低所得世帯向け給付金の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していないこと

### ◆申請方法など

対象となることが確認された方(対象となる見込みのある方を含む)に対し、「支給のお知らせ」「支給確認書」「支給申請書」のいずれかの文書を、8月以降に順次発送しています。

- 「支給のお知らせ」が届いた方 原則手続きは不要(8月29日(金)に支給済)
- 「支給確認書」が届いた方 確認・記入のうえ必要書類を添付し、下記期限までに返送が必要
- 「支給申請書」が届いた方 確認・記入のうえ必要書類を添付し、下記期限までに返送が必要

◆返送期限 10月31日(金) ※消印有効

◆給付時期 8月中旬以降順次

上記給付金の対象者(対象見込み)となる可能性があると思われる方で、文書が届いていない方は、下記お問い合わせにご連絡をお願いします。また、令和6年1月2日以降に当町へ転入され、令和7年1月1日時点の住民票の住所が当町である方につきましては、「申請書(転入者)」の提出が必要です。「申請書(転入者)」をご提出いただいた後、当町にて内容を確認・精査し、「確認書」を送付します。なお、「確認書」の提出期限は10月31日(金)消印有効となっていますので、「申請書(転入者)」は10月10日(金)をめぐりに返送していただきますようお願いします。

詳細については、右記QRコードよりご確認ください。



黒潮町公式  
ホームページ

○お問い合わせ 本庁 住民課 住民税係 ☎43-2816